

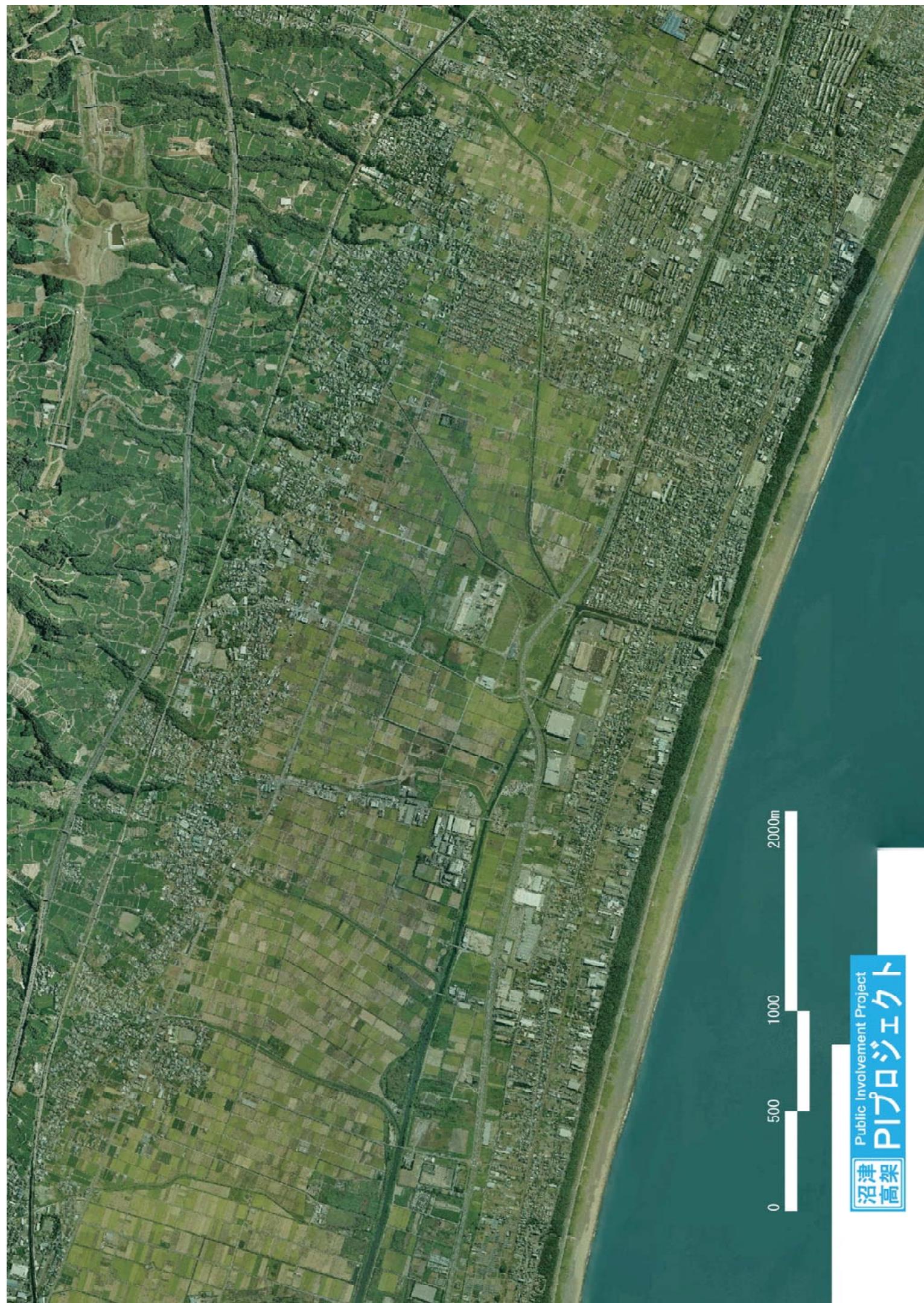
◆地域づくりの戦略案（代替案） 検討のためのベース図

【凡例】

PIプロジェクト
沼津高架



2000m
1000
500
0





用語説明

市街化区域／市街化調整区域

- 市街化区域及び市街化調整区域は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を形成するために都市計画区域を区分して定めるものです。

○市街化区域とは

- すでに市街地を形成している区域（いわゆる既成市街地及びその周辺）とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

○市街化調整区域とは

- 市街化を抑制すべき区域をいいます。

【市街化調整区域での開発について】

- 市街化調整区域で建物を新築する場合には、市の許可が必要です。

- 地区計画を定めることで、その地区計画に適合した開発を許容していくことも考えられます。（市と協議して地区計画の内容を決めていく必要があります）

農用地

- 原地区的農地は、その大半が「農業振興地域の農用地」に指定されています。長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域として指定します。

○農用地とは

- 今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として定められたものです。

- 農用地は、10ha以上の集団的農用地や農業生産基盤整備事業の対象地、地域の特性に即した農業の振興を図るために必要な土地等が指定され、農業振興策が重点的に実施されます。

- 農用地は、市町が農振法に基づき農業的な利用を行うことを定めた区域であり、原則として農業上の用途以外の利用はできません。

- 農用地において農業以外の利用を図ろうとするときには、農用地利用計画の変更が必要ですが、そのためには、農振法に定められる要件を満たすことが必要です。

【農用地での開発について】

- 農地の転用は「原則不許可」です。

- ただし、農用地計画に適合する農業用施設を建設する場合は許可を受けることが可能です。

【農用地計画に適合する農業用施設の例】

- 都市住民の農業の体験その他都市等との地頭交流を図るために設置される施設（市民農園、郷土資料館、干ヤシブーム、公民館、イベント施設など）

- 農業従業者の就業機会の増大に寄与する施設（地域の農業従事者を相当数安定的に雇用することが確実な工場、加工流通業務等の事業所、店舗など）

- 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設（集会施設、農村公園、農村広場、上下水道施設など）